

皆様のご意見をお寄せください

(仮称)杉並区健康づくり推進条例(案)について

平成26年3月



ご意見をお寄せください（区民等の意見提出手続）

区では、全ての区民が生涯にわたって健やかでいきいきと暮らせる健康長寿の地域社会の実現に寄与することを目的とした「（仮称）杉並区健康づくり推進条例」の制定を予定しています。そこで、「杉並区区民等の意見提出手続に関する条例」に基づき、条例（案）について皆様のご意見を伺います。

郵便、ファクス、Eメールまたは閲覧場所に設置しました意見提出用紙に書いて、ご意見をお寄せください。区公式ホームページの「電子掲示板」に、ご意見を書き込むこともできます。

なお、ご意見をお寄せいただく際には、お名前・ご住所(あわせて在勤の方は勤務先の名称と所在地、在学の方は学校名と所在地)、事業者の方は事業所の名称・所在地・代表者氏名をお書き添えください。（公表はいたしません）

お寄せいただいたご意見は、条例案の最終とりまとめに活かしてまいります。また、ご意見の概要とそれに対する区の考え方は、平成26年6月頃に公表する予定です。

【閲覧場所】

杉並保健所地域保健課・健康推進課、保健センター、区政資料室
（区役所西棟2階）区民事務所・分室、駅前事務所、図書館で
ご覧いただけます（各閲覧場所の休業日を除く）。

意見募集期間 平成26年3月1日（土）～3月31日（月）

意見提出先 杉並区杉並保健所地域保健課
〒167-0051
杉並区荻窪5-20-1
FAX 03(3391)1377
tikhoken-k@city.suginami.lg.jp

区公式ホームページ <http://www.city.suginami.tokyo.jp>

問い合わせ先 杉並区杉並保健所地域保健課
TEL 03(3391)1355

(仮称) 杉並区健康づくり推進条例(案)について

条例制定の目的と経緯

区では、杉並区基本構想が示す 10 年後の将来像「支えあい共につくる安全で活力あるみどりの住宅都市杉並」を実現するために設定された目標の 1 つである「健康長寿と支えあいのまち」の達成に向け、健康づくりを推進しています。

この間、国においては平成 24 年 7 月に、健康増進法に基づく「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針」(いわゆる「健康日本 21」)を全部改正しました。

そのような中、区議会や健康づくりに関わる団体から、区の健康づくりを推進するために条例を制定するべきであるとの意見をいただいています。

そこで、区では、今後の健康づくりのあり方について検討を開始するとともに、健康づくりに関わる有識者(学識経験者、区民代表、関係団体代表)や杉並区地域保健推進協議会から、区の健康づくりの推進とそれに係る条例の制定についての区の考え方に対し意見を聴取しました。

この度、それらの意見を踏まえ、全ての区民が社会とのつながりを生かし、生涯にわたって健やかでいきいきと暮らせる健康長寿の地域社会の実現を目指す「(仮称)杉並区健康づくり推進条例」を制定することとしました。

条例(案)のもととなる条例大綱は以下のとおりとなります。

生涯にわたって健やかでいきいきと暮らせることは、子どもから高齢者まで全ての区民共通の願いである。

その実現には、健康を意識した食生活、スポーツ・運動、休養等の生活習慣を確立することが重要であり、全ての区民が健康についての関心と必要な知識を持ち、区民、事業者、関係団体及び区が協働して健康づくりに努める必要がある。

ここに、全ての区民が社会とのつながりを生かし、生涯にわたって健やかでいきいきと暮らせる健康長寿の地域社会の実現を目指し、健康づくりを推進するため、この条例を制定する。

1 目的

この条例は、杉並区(以下「区」という。)における健康づくりに関し、基本理念を定め、区民、事業者、関係団体及び区のそれぞれの役割及び責務を明らかにし、健康づくりに関する施策を実施することにより、もって全ての区民が生涯にわたって健やかでいきいきと暮らせる健康長寿の地域社会の実現に寄与することを目的とする。

2 定義

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- ア 健康づくり 心身の健康の保持及び増進を図ることをいう。
- イ 事業者 区内において、事業活動を行うものをいう。
- ウ 関係団体 区内における保健医療・福祉に携わる団体その他健康づくりに携わる団体をいう。

3 基本理念

- (1) 健康づくりは、区民がその重要性を深く理解し、自己の健康を管理する能力の向上を図りながら、生涯にわたって主体的に取り組むことにより行われるものとする。
- (2) 健康づくりは、区民、事業者、関係団体及び区がそれぞれの役割及び責務を踏まえ、連携を図りながら協働して取り組むことにより行われるものとする。

4 区民の役割

- (1) 区民は、自らの健康は自らで守るという意識を持ち、健康に関する知識と理解を深め、家庭における健全な食習慣を確立し、良質な休養等を確保する等、自らの健康状態に応じた健康づくりに主体的に取り組むよう努めるものとする。
- (2) 区民は、学校、地域及び職場の健康づくりに関する活動に参加するよう努めるものとする。

5 事業者の役割

- (1) 事業者は、自らの活動を通じ、地域の健康づくりの推進に寄与するとともに、その使用する者が健康づくりを行いやすい職場環境の整備に努めるものとする。
- (2) 事業者は、区が実施する健康づくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

6 関係団体の役割

- (1) 関係団体は、地域の健康づくりを推進するため、関係団体相互の連携に努め、健康づくりに関する活動に積極的に取り組むものとする。
- (2) 関係団体は、区が実施する健康づくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

7 区の責務

- (1) 区は、健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。
- (2) 区は、健康づくりを円滑に推進し、かつ、効果的に実施するため、区民、事業者及び関係団体と協働して、健康づくりに関する知識を有する

者の育成及び活用を図るものとする。

- (3) 区は、区民、事業者及び関係団体が行う健康づくりを支援するため、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

8 目標及び指標

- (1) 区長は、健康づくりを推進するために、次に掲げる分野に係る達成すべき目標及び指標(以下「目標等」という。)を設定するものとする。
 - ア 身体の健康
 - イ 心の健康
 - ウ 歯と口腔の健康
 - エ 健康づくりを支える社会環境
 - オ その他健康づくりを推進するために必要と認められる分野
- (2) 区長は、目標等を設定しようとするときは、あらかじめ、杉並区健康づくり推進協議会の意見を聴くものとする。
- (3) 区長は、目標等を設定したときは、速やかにこれを公表するものとする。
- (4) 区長は、目標等の達成状況について、杉並区健康づくり推進協議会の意見を聴き、適切な時期に評価を行うとともに、その結果を公表するものとする。
- (5) 第2項及び第3項の規定は、目標等の変更について準用する。

9 調査及び研究等

区長は、健康づくりの推進を支援するため、健康づくりに関し、調査及び研究を行うとともに、区民、事業者及び関係団体に対してその成果を提供するものとする。

10 健康づくり推進期間

- (1) 区長は、区民、事業者及び関係団体の健康づくりに関する活動への積極的な参加を促進するため、健康づくり推進期間を定めるものとする。
- (2) 区長は、前項の健康づくり推進期間において、健康づくりの推進に関し積極的な活動を行っていることを認められるものを公表すること等により、区民、事業者及び関係団体の関心及び理解の増進を図るものとする。

11 協議会の設置

- (1) 健康づくりに関する施策の実施に関し必要な事項の調査審議を行うため、区長の附属機関として、杉並区健康づくり推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。
- (2) 協議会は、健康づくりの推進に関し、区長に意見を述べることができる。
- (3) 協議会に、必要に応じ部会を置くことができる。

1 2 組織

- (1) 協議会は、次に掲げる者につき、区長が委嘱する委員 20 人以内をもって組織する。
 - ア 区民 2 人以内
 - イ 学識経験者 2 人以内
 - ウ 保健医療関係者 8 人以内
 - エ 福祉関係者 3 人以内
 - オ その他区長が適当と認める者 5 人以内
- (2) 委員の任期は、2 年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

1 3 会長及び副会長

- (1) 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- (2) 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- (3) 協議会に副会長 1 人を置き、会長が指名する委員をもってこれに充てる。
- (4) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

1 4 会議

- (1) 協議会は、会長が招集する。
- (2) 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- (3) 協議会の会議は、公開とする。ただし、協議会の議決があったときは、非公開とすることができる。
- (4) 協議会は、調査審議のため必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させて意見を聴き、又は委員以外の者から必要な資料の提出を求めることができる。
- (5) 前各項に定めるもののほか、協議会の議事運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

1 5 委任

この条例の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

1 6 施行期日

この条例は、平成 26 年 7 月 1 日から施行する。

ご意見をお寄せください

～ (仮称) 杉並区健康づくり推進条例(案)について ～

次の1から3の該当する欄にご記入の上、ご意見をお書きください(お名前等の公表はいたしません)

1 杉並区内にお住まいの方

お名前:	ご住所
------	-----

2 杉並区内に通勤・通学されている方

お名前	ご住所
勤務先	
学校名	所在地

3 事業者の方

事業者名	所在地	代表者名
------	-----	------

【ご意見をご記入ください】

【提出方法】ご記入後、この用紙を受け取られた窓口にご直接提出していただくか、下記提出先あて郵便またはファクスでお送りください。

期 限 平成26年3月31日(月)必着

提出先 杉並区杉並保健所地域保健課

〒167-0051 杉並区荻窪5-20-1

電 話 03(3391)1355(直通)

FAX 03(3391)1377

ご意見に対する区の考え方は、広報すぎなみ・区ホームページで平成26年6月頃に公表する予定です。